

## Topics | トピックス

- ◆ **【年金制度改正法案情報】** 立憲民主党が次期年金制度改正法案の早期提出を求める
- ◆ 年金生活者支援給付金の2025年度の支給金額
- ◆ 4月1日から現物給与の価額が改正される
- ◆ 4月1日から高齢雇用継続給付の支給率が変更
- ◆ 2024年の男女間賃金格差（男性＝100）は75.8～厚生労働省「2024（令和6）年賃金構造基本統計調査 結果の概況」
- ◆ 日・ノルウェー社会保障協定の政府間交渉が開始される
- ◆ 2025年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.6%

### ◆ **【年金制度改正法案情報】 立憲民主党が次期年金制度改正法案の早期提出を求める**

立憲民主党（野田佳彦代表）は3月21日に開催した同党の厚生労働部門会議（山井和則部門長）において、国会への提出が遅れている次期年金制度改正法案の早期提出を厚生労働省に求めた。

同会議のなかで山井厚生労働部門長は、「今回の年金制度改正法案は、他の野党が賛成しなかった場合、立憲民主党も賛成しなければ成立しない。即ち、この法案の成立は立憲民主党がキャスティングボードを握る可能性がある。野党が法案に反対して国会に提出されない場合、将来、立憲民主党がその責任を問われるだろう。自民党とも協議をしながら、前向きで建設的な議論をしたい」と述べた。

次期年金制度改正では、基礎年金のマクロ経済スライドによる調整期間を報酬比例部分と一致させることが論点となっている。会議では、厚生労働省が実施に向けた判断を次期財政検証後に行うとしながらも、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整は次期財政検証の翌年度まで延長するとしていることに対して、説明を求めた。厚生労働省は、「経済が好調に推移して調整期間の一致を実施しない場合についても対応を考えたい」と回答した。

また、「調整期間の一致による財源移転で減額となる高齢世代に対する補填をどう考えるか」との同党からの質問に対して、厚生労働省は「現在の高齢世代に負担を強いる分が、将来世代、特に就職氷河期世代の基礎年金の給付に充てられる」と説明した。

### ◆ **年金生活者支援給付金の2025年度の支給金額**

年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて毎年度改定が行われる。2025年度は2024年度から2.7%の増額改定となった（表1）。老齢年金生活者支援給付金の給付額は、国民年金保険料免除期間がある場合、老齢基礎年金額の引き上げに伴う改定（増額）も行われる。2025年度の算出方法は次頁のとおり。

<表1> 年金生活者支援給付金の給付基準額

	2025年度（月額） *（ ）内は前年度との比較	2024年度（月額）
老齢年金生活者支援給付金	5,450円（+140円）	5,310円
障害年金生活者支援給付金	1級 6,813円（+175円）	1級 6,638円
	2級 5,450円（+140円）	2級 5,310円
遺族年金生活者支援給付金	5,450円（+140円）	5,310円

## 2025年度の年金生活者支援給付金給付額の算出方法

### 1. 老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間等に応じて算出され、次の(1)と(2)の合計額となる。

$$(1) \text{ 保険料納付済期間に基づく額 (月額)} = 5,450\text{円} \times \text{保険料納付済期間}^{*1} \div 480\text{月}^{*2}$$

$$(2) \text{ 保険料免除期間に基づく額 (月額)} = 11,551\text{円}^{*3} \times \text{保険料免除期間}^{*1} \div 480\text{月}^{*2}$$

### 2. 補足的老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額に調整支給率を乗じて得た金額となる。

$$5,450\text{円} \times \text{保険料納付済期間}^{*1} \div 480\text{月}^{*2} \times \text{調整支給率}^{*4}$$

\*1 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できる。

\*2 1941(昭和16)年4月1日以前に生まれた人は、生年月日に応じて480月が短縮される。

\*3 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動する。

・1956(昭和31)年4月2日以後生まれの人の場合

保険料全額免除、4分の3免除、半額免除期間は11,551円(老齢基礎年金満額(月額)の6分の1)、保険料4分の1免除期間は5,775円(老齢基礎年金満額(月額)の12分の1)

・1956(昭和31)年4月1日以前生まれの人の場合

保険料全額免除、4分の3免除、半額免除期間は11,518円、保険料4分の1免除期間は5,759円

\*4 調整支給率は生年月日によって異なる。

・1956(昭和31)年4月2日以後生まれの人の場合

$(889,300\text{円} - \text{前年の年金収入金額とその他の所得の合計}) \div 100,000\text{円}$

・1956(昭和31)年4月1日以前生まれの人の場合

$(887,700\text{円} - \text{前年の年金収入金額とその他の所得の合計}) \div 100,000\text{円}$

## ◆4月1日から現物給与の価額が改正される

厚生年金保険および健康保険の被保険者に対して、勤務する事業所より労働の対償として現物給付されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算して標準報酬月額が求められる。現物で支給されるものが食事や住宅である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」(厚生労働省告示)に定められた額に基づいて通貨に換算する。改正により4月1日から適用されている現物給付の価額は表2のとおり。すべての都道府県において、食事の現物給与価額が変更となっている。

なお、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算する。また、本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっている本社管理の適用事業所の場合、支店等に勤務する被保険者の現物給与は、支店等が所在する都道府県の価額が適用される。

<表2> 2025年度現物給与の価額一覧

(単位:円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					1人1月当たりの住宅の利益の額(畳1畳につき)	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの軽食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
1 北海道	24,300	810	200	280	330	1,110	
2 青森	23,400	780	200	270	310	1,040	
3 岩手	23,400	780	200	270	310	1,110	
4 宮城	23,400	780	200	270	310	1,520	
5 秋田	23,700	790	200	280	310	1,110	
6 山形	24,000	800	200	280	320	1,250	
7 福島	23,400	780	200	270	310	1,200	
8 茨城	23,400	780	200	270	310	1,340	
9 栃木	23,400	780	200	270	310	1,320	
10 群馬	23,100	770	190	270	310	1,280	
11 埼玉	23,400	780	200	270	310	1,810	
12 千葉	23,700	790	200	280	310	1,760	
13 東京	24,300	810	200	280	330	2,830	
14 神奈川	24,300	810	200	280	330	2,150	
15 新潟	23,700	790	200	280	310	1,360	
16 富山	24,300	810	200	280	330	1,290	
17 石川	24,300	810	200	280	330	1,340	
18 福井	24,300	810	200	280	330	1,220	
19 山梨	23,400	780	200	270	310	1,260	
20 長野	22,800	760	190	270	300	1,250	
21 岐阜	23,100	770	190	270	310	1,230	時 価
22 静岡	23,100	770	190	270	310	1,460	
23 愛知	23,400	780	200	270	310	1,560	自社製品
24 三重	23,700	790	200	280	310	1,260	通勤定期
25 滋賀	23,700	790	200	280	310	1,410	券
26 京都	24,000	800	200	280	320	1,810	など
27 大阪	23,700	790	200	280	310	1,780	
28 兵庫	23,700	790	200	280	310	1,580	
29 奈良	23,100	770	190	270	310	1,310	
30 和歌山	23,700	790	200	280	310	1,170	
31 鳥取	24,300	810	200	280	330	1,190	
32 島根	24,300	810	200	280	330	1,150	
33 岡山	24,000	800	200	280	320	1,360	
34 広島	24,000	800	200	280	320	1,410	
35 山口	24,000	800	200	280	320	1,140	
36 徳島	23,700	790	200	280	310	1,160	
37 香川	23,700	790	200	280	310	1,210	
38 愛媛	23,700	790	200	280	310	1,130	
39 高知	24,000	800	200	280	320	1,130	
40 福岡	23,400	780	200	270	310	1,430	
41 佐賀	23,100	770	190	270	310	1,170	
42 長崎	24,000	800	200	280	320	1,150	
43 熊本	24,000	800	200	280	320	1,150	
44 大分	23,400	780	200	270	310	1,170	
45 宮崎	22,800	760	190	270	300	1,080	
46 鹿児島	23,100	770	190	270	310	1,110	
47 沖縄	25,200	840	210	290	340	1,290	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、割数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

### ◆4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更

高年齢雇用継続給付は、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者※に、賃金の一定割合の給付金を支給する制度だが、「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和2年法律第14号)」の施行により、4月1日からこの支給率が変わった。これまでは各月に支払われた賃金額の15%を上限として賃金に上乗せ支給されていたが、10%が上限となった(表3)。支給限度額と最低限度額の取り扱いに変更はない。

変更の対象となる被保険者は、2025年4月1日以降に60歳に達する日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない人はその期間が5年を満了すこととなった日)を迎える人で、2025年3月31日以前に60歳に達した人は、従来どおり各月に支払われた賃金の15%を限度として上乗せ支給される。

4月1日以降の支給率の早見表は表4のとおり。

※被保険者期間が5年以上ある被保険者。

<表3> 2025年4月1日以降の支給率

\* ( ) 内は2025年3月31日以前の低下率と支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乘せされる支給率
64%以下 (61%以下)	各月に支払われた賃金額の10% (15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10% (15%) から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	支給されない

<表4> 2025年4月以降の支給率早見表

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

## ◆2024年の男女間賃金格差 (男性=100) は75.8 ～厚生労働省「2024 (令和6) 年賃金構造基本統計調査 結果の概況」

厚生労働省は3月17日、「2024 (令和6) 年賃金構造基本統計調査 結果の概況」を公表した。調査によれば、2024年における賃金は、男女計330.4千円、男性363.1千円、女性275.3千円となっている。男女間賃金格差 (男=100) は75.8で、前年の74.8より1.0ポイント縮小した。

男女別に賃金カーブをみると、男性は年齢階級が高くなるにつれて賃金も高くなり、55～59歳の444.1千円がピークとなっており、女性は緩やかなカーブを描き、45～49歳の298.0千円がピークとなっている。

企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業364.5千円、中企業323.1千円、小企業299.3千円となっている。男性では大企業403.4千円、中企業355.6千円、小企業324.5千円、女性では大企業296.6千円、中企業271.3千円、小企業255.5千円となっている。

産業別では男女計で「電気・ガス・熱供給・水道業」(437.5千円) が最も高く、次いで「金融業、保険業」(410.6千円) となっており、「宿泊業、飲食サービス業」(269.5千円) が最も低くなっている。

雇用形態別に賃金をみると、男女計では正社員・正職員348.6千円に対し、正社員・正職員以外233.1千円となっている。男性では正社員・正職員376.9千円に対し、正社員・正職員以外259.2千円、女性では正社員・正職員294.2千円に対し、正社員・正職員以外210.3千円となっている。雇用形態間賃金格差 (正社員・正職員=100) は、男女計66.9、男性68.8、女性71.5となっている (表5)。

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計1,476円、男性1,699円、女性1,387円となっている。1時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男性では50～54歳で2,434円、女性では30～34歳で1,545円となっている。

<表5> 雇用形態、性、年齢階級別賃金・雇用形態別賃金

年齢階級 (歳)	男女計			男性			女性		
	正社員・ 正職員の 賃金 (千円)	正社員・ 正職員以 外の賃金 (千円)	賃金格差 (正社員・ 正職員＝ 100)	正社員・ 正職員の 賃金 (千円)	正社員・ 正職員以 外の賃金 (千円)	賃金格差 (正社員・ 正職員＝ 100)	正社員・ 正職員の 賃金 (千円)	正社員・ 正職員以 外の賃金 (千円)	賃金格差 (正社員・ 正職員＝ 100)
全年齢	348.6	233.1	66.9	376.9	259.2	68.8	294.2	210.3	71.5
～19	201.6	179.4	89.0	205.2	184.2	89.8	194.1	174.8	90.1
20～24	237.0	197.3	83.2	238.2	199.0	83.5	235.7	195.8	83.1
25～29	272.8	219.6	80.5	278.7	227.2	81.5	265.1	214.4	80.9
30～34	308.5	221.9	71.9	322.9	232.8	72.1	282.2	213.4	75.6
35～39	340.3	221.6	65.1	359.5	239.7	66.7	299.6	209.6	70.0
40～44	366.8	222.6	60.7	393.4	245.3	62.4	308.0	211.4	68.6
45～49	390.5	227.9	58.4	424.0	264.4	62.4	320.8	212.9	66.4
50～54	403.7	223.3	55.3	439.0	250.7	57.1	324.1	212.6	65.6
55～59	420.4	228.0	54.2	459.1	264.9	57.7	327.2	209.0	63.9
60～64	356.8	271.6	76.1	382.2	298.7	78.2	299.2	217.0	72.5
65～69	319.8	238.7	74.6	337.4	256.1	75.9	276.1	203.8	73.8
平均年齢 (歳)	42.9	50.6	—	43.8	53.3	—	41.1	48.2	—
勤続年数 (年)	12.8	10.2	—	14.1	2.0	—	10.4	8.6	—

※厚生労働省「令和6(2024)年賃金構造基本統計調査 結果の概況」統計表より作成。

### ◆日・ノルウェー社会保障協定の政府間交渉が開始される

外務省は3月7日、ノルウェー王国政府との間で日・ノルウェー社会保障協定の締結に向けた政府間交渉を開始すると発表し、3月10日から第1回政府間交渉を実施した。現在、日・ノルウェー両国から、それぞれ相手国に派遣される被用者等については、日・ノルウェー双方の社会保障制度への加入が義務付けられることによる社会保険料の二重払い等の問題が生じており、個人及び企業に大きな経済的負担となっている。日・ノルウェー社会保障協定は、これらの問題を解決し、個人及び企業の負担を軽減することにより、両国間の人的交流及び経済交流を促進することを目的としている。

### ◆2025年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率(最終的な納付率)で83.6%

厚生労働省は3月28日、2025年1月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2022年1月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.4ポイント増の83.6%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は769万月で、納付月数は643万月。

【2023年1月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比3.5ポイント増の84.6%であった。納付対象月数は752万月で、納付月数は636万月。

【2024年1月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は82.5%であった。納付対象月数は762万月で、納付月数は629万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.4%、2年経過納付率で島根県の92.5%、1年経過納付率で新潟県の90.5%となった。